

令和8年5月8日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市議会 市民連合
会長 福田 智恵

令和8年5月1日突風被害への対応に関する緊急要望書

本年5月1日に発生した突風により、本市一部地域において屋根瓦や外壁が破損する等、家屋などの一部損壊が多数発生した。

私たち宇都宮市議会市民連合会派は、今般の突風による被害に遭われた市民に寄り添った対応とともに、特に、長期連休中に発生したことから、対応が混乱したことを鑑み、今後、同様の状況で災害が発生した際、迅速かつ円滑な対応が行えるよう、下記の事項について緊急要望する。

記

1. 気象情報の発信における市民への注意喚起の工夫について

令和8年5月1日20時38分頃、市の公式ラインにより、「竜巻注意情報が発表された」との気象情報が発信されたが、「栃木県南部・北部」に注意を呼び掛ける文言であったため、宇都宮市民への注意喚起に繋がらなかった懸念がある。このため、今後は、注意情報対象地域に宇都宮市が入っている際は、その旨を明記し一層の注意喚起を図ること。

2. 休日等における庁内連携と対応体制の強化について

災害情報共有システムにより情報は共有されているものの、各部・課の連携が十分に取れておらず、また、情報が有効に活用されていない状況が散見されたことから、特に休日においては、初期対応はもとより、り災証明の申請や災害ごみの撤去等、災害が沈静化した後の市民ニーズへの対応も踏まえた想定訓練や体制を構築すること。

3. り災証明書・被災証明書申請窓口の拡充及び電子申請の導入について

災害発生時には、市役所へ行くのに困難をきたすケースもあることから、り災証明書や被災証明書の申請は各地区市民センター・出張所でも行えるようにすること。併せて、電子申請が可能となるよう早急に取り組むこと。

4. り災台帳登録および証明書発行に関する周知徹底について

住家の一部損壊等、災害見舞金の対象にならない被災者の中には、り災台帳に登録できず、り災証明書や被災証明書の発行ができないと認識している方も多いことから、平時からは当然ながら、災害発生時には、積極的にり災台帳への登録を呼びかけるとともに、り災証明書や被災証明書の発行が可能であることの情報発信を徹底すること。

5. 修復・修繕後の申請対応および休日対応について

被災家屋等においては、市職員による現地調査前であっても、雨漏りへの対応などから修復・修繕の実施が可能であり、写真等により、修復・修繕後であっても、り災証明や被災証明が申請できること、及び、影響を及ぼさない旨の周知を徹底すること。また、休日であっても、り災証明・被災証明の申請や市職員の現地調査が行えるよう、体制を構築すること。

6. 災害対策本部未設置時における災害ごみ対応について

災害対策本部の設置されていない災害においても、自治会や地区市民センター等の地域の情報やニーズに基づき、災害ゴミのごみ処理施設への持ち込みや収集を行えるよう制度を整えること。

7. 市民通報システム（宮ココ）等を活用した被害状況把握について

広く市民から被害状況を収集できるよう、「市民通報システム（宮ココ）」を被害状況の提供にも活用を図ること。併せて、地震、突風等による建物の損壊については、特に屋根部分の確認が難しいことから、ドローンを活用し、より正確な被害状況の把握に努めること。

8. 防災協力事業所との連絡体制の強化について

今般の突風被害では、長期連休中の発生であったことから防災協力事業所と連絡が通じない事態や、即時の協力を得ることが適わない状況が発生したことから、休日であっても担当者と連絡が取れる体制を確立し、防災協力の実効性を高めること。

以上